



ご利用ください

出産前後の役立つ制度




富士見市子ども未来応援センター
母子保健グループ
令和5年6月作成

赤ちゃん誕生前

制度・事業等	問い合わせ	対象	備考
母子手帳アプリ 富士見すくすくナビ 妊娠から出産、子育てまでをフルサポートする母子手帳アプリです。1つのアプリで母子健康手帳機能の利用と富士見市からの子育て情報やイベント情報をお届けします。	子ども未来応援センター	妊娠中または乳幼児のいる家庭	利用には登録(無料)が必要です。 通信費用は利用者負担です。 
パパ・ママ応援ショップ子育て家庭優待制度 県内の協賛店で、割引等のサービスが受けられます。	埼玉県ホームページまたは「パパ・ママ応援ショップ」を検索してください。	妊娠中または18歳到達後の最初の3月31日を迎えるまでのお子さんがある家庭	埼玉県 LINE 公式アカウント「埼玉県庁」を友だち追加して利用者情報を入力することで、優待カードを表示することができます。 
母性健康管理指導事項連絡カード 仕事を持つ妊産婦のかたが、医師等から通勤緩和や休憩等の指導を受けた場合、その内容が事業主に的確に伝えられるようにするため、勤務先へ提出するカードです。	内容について 埼玉県労働局雇用均等室 (048-600-6210)	仕事を持つ妊産婦	母子健康手帳や厚生労働省ホームページに掲載されているものも使用できます。
妊婦健康診査の助成 医療機関等で受けた妊婦健康診査費用を助成します。	子ども未来応援センター	本人の住民票が富士見市にある妊婦	助成額を超えた分は自己負担になります。 他の市町村へ転出された場合は、現在使用している富士見市の助成券を転出先市町村へ提出し、差し替えを行う必要があります。
妊産婦歯科健診の助成 妊娠中または産後1年未満の間に1回、市内の歯科健診実施医療機関にて歯科健診が無料で受けられます。	内容について 健康増進センター 実施場所 歯科健診実施医療機関	妊婦または産後1年未満の方(歯の治療中や治療予定の方を除く)	実施期間:6月~2月 1回の妊娠につき1回限り受けられます。
ママのリラックスタイム(産前・産後サポート事業) 妊婦と生後12か月頃までのお子さんとママのリラックスタイムづくりをしています。子育て経験者がお話を伺ったり、お友だちづくりのお手伝いをします。		妊婦および、 <u>生後12か月頃まで</u> の乳児とママ	予約制 
出産・子育て応援給付金事業 全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じる伴走型相談支援と、子育てにかかる費用の負担軽減を図ることを目的に経済的支援を実施します。	子ども未来応援センター	・富士見市に住民票のある妊婦で妊娠届を提出した方 ・令和4年4月以降に生まれたお子さんを養育される方	詳細は市のホームページをご確認ください。 

赤ちゃん誕生後

制度	問い合わせ	対象	備考
出生届 生後14日以内に届け出ます。 お子さんの戸籍ができます。	市民課 各出張所		パパ・ママの本籍地、出生地、届出人の所在地でも届け出ができます。
赤ちゃん書類保管袋 お子さんの誕生後に必要となる書類(予防接種手帳や制度・健診・教室等の案内)と、お子さんの健やかな成長を見守るための赤ちゃん手帳が入っています。	<u>内容について</u> 子ども未来応援センター <u>配付場所</u> 市民課、各出張所 子ども未来応援センター	全出生児	市外で出生届を出した場合は母子健康手帳を持参し、市内の各配付場所で受け取って下さい。
こども医療費支給制度 中学校卒業までのお子さんが医療機関等で受診したときの医療費の自己負担分の助成が受けられます。所得制限はありません。	<u>内容について</u> 子育て支援課 <u>申請場所</u> 子育て支援課 各出張所	通院、入院とも中学校卒業(15歳到達後の最初の3月31日)まで	【申請に必要なもの】 ・お子さんの名前が記載された健康保険証(申請時に保険証がない場合、後日その保険証の写しを提出してください。提出後に受給資格証を発行します。) ・保護者名義の預金通帳等の振込口座のわかるもの ・保護者及びお子さんの個人番号(マイナンバー)が確認できるもの
児童手当制度 お子さんの年齢やお子さんの人数により1人月額10,000円～15,000円が支給されます。(所得制限があります。該当する場合は1人につき一律5,000円) ※お子さんの誕生日の翌日から数えて15日以内に手続きをしてください。手続きが遅れると、手当を受けられない月が生じる場合があります。	子育て支援課	中学校卒業(15歳到達後の最初の3月31日)まで	【申請に必要なもの】 ・請求者及び配偶者の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの ・請求者の健康保険証のコピー ・請求者名義の預金通帳等の振込口座のわかるもの
産婦健康診査の助成 医療機関等で受けた産婦健康診査費用を助成します。(1回のみ上限額 5,000円)		産後1か月頃までの産婦	助成額を超えた分は自己負担になります。妊婦健康診査助成券の綴りに、まとめて綴られています。 ※助成券が使用できなかった場合は、別途申請が必要です。申請期限は受診日から 30日以内 です。
新生児聴覚検査の助成 医療機関等で受けた新生児聴覚検査の費用を助成します。(1回のみ上限額 3,000円)	子ども未来応援センター	母の住民票が富士見市にある新生児	助成額を超えた分は自己負担になります。(保険適応で検査を受けたかたは対象外です。) 妊婦健康診査助成券の綴りに、まとめて綴られています。
未熟児養育医療 身体の発育が未熟なまま生まれ、医師に入院治療が必要と診断されたお子さんの医療費の自己負担分の助成が受けられます。(指定医療機関のみ)		該当する乳児	申請に必要なものは、直接、左記へお問い合わせください。
自立支援医療(育成医療) 手術等の治療により確実に障がい予防できると認められる18歳未満のお子さんの医療費の自己負担分の助成が受けられます。(指定医療機関のみ)	障がい福祉課	該当する児	申請に必要なものは、直接、左記へお問い合わせください。

訪問・事業等	問い合わせ	対象	備考
出生連絡票 お子さんの出生を知らせるハガキです。お子さんが生まれたら出生連絡票を提出いただき、ハガキが到着後、子ども未来応援センターからご連絡します。	提出先 持参：市民課、各出張所 子ども未来応援センター 郵送、FAX、電話： 子ども未来応援センター	全出生児の保護者	里帰りの方は、 <u>帰宅予定日</u> をご記入ください。 妊婦健康診査助成券の綴りに、まとめて綴られています。
新生児訪問(希望制) 保健師が訪問し、お子さんとママの体調や生活についての不安や悩みについてご相談をお受けします。	子ども未来応援センター	生後2か月頃までの乳児と保護者	生後40日以内に、電話または FAX でお申し込みください。
母子保健推進員の訪問(全戸訪問) 生後2～3か月のお子さんのいる家庭に、母子保健推進員が訪問し、ママやパパの話を伺い、地域の子育て支援情報をお伝えします。	子ども未来応援センター	全出生児と保護者	妊娠届出時、または妊娠中の転入時にご記入いただいた母子保健推進員訪問台帳をもとに、全家庭に訪問します。 訪問時、出産・子育て応援給付金(子育て応援給付金)の申請書をお渡しします。
産後ケア事業 助産師が自宅を訪問して授乳に関する支援を行うほか、医療機関で心身のケアなどを行います。		乳児をもつママ (事業内容により、乳児の対象月齢が異なります)	ご利用には事前に申し込みが必要です。 子ども未来応援センターへご連絡ください。 

保育等	問い合わせ	対象	備考
富士見市ファミリー・サポート・センター 子育てを手助けしたい人(提供会員)と手助けを必要としている人(依頼会員)が会員になって、地域で子育てを助け合っていくシステムです。利用にあたっては事前の登録等が必要です。	富士見市ファミリー・サポート・センター (子ども未来応援センター内)	0歳～小学6年生まで(原則、生後3か月までは依頼会員在宅のもと、依頼会員宅での預かり)	受付時間 平日9時～17時 活動時間 6時～22時 利用料金 平日7時～19時 : 700円/1時間 それ以外の時間帯 : 800円/1時間
緊急サポートセンター埼玉 病気のお子さんの預かり、緊急的な預かり、宿泊を伴う預かりは、市が「緊急サポートセンター埼玉」へ委託しています。詳しくは直接お問い合わせください。利用にあたっては申し込み手続きが必要です。	緊急サポートセンター 埼玉 (048-297-2903)	0歳～原則小学6年生まで	受付時間 7時～20時 利用料金 8時～20時 : 1,000円/1時間 20時～翌朝8時 : 1,200円/1時間 宿泊10,000円(18時～翌朝9時)
保育施設 保育所(園)、認定こども園、小規模保育施設等 保育施設は、就学前のお子さんを、保護者が仕事や病気などの理由で日中保育できない場合、保護者に代わって保育する施設です。	保育課	対象年齢は、各施設により異なります。	4月入所の申し込み受付は、11月に日時・場所を決めて一斉に行います。 年度途中(5月～翌年3月)の申し込みは、入所希望月の前月10日までに保育課で受け付けます。 保育料は、児童が属する世帯の市民税額により「利用者負担金徴収基準額表」に基づいて算定します。

○ 届出・相談 各施設連絡先 ○

子ども未来応援センター(母子保健第1・2グループ)		049-252-3774	子ども未来応援センター(相談・支援グループ)	049-252-3773	
市立子育て支援センター「ぴっぴ」		049-251-3005	健康増進センター	049-252-3771	
市役所	市民課・子育て支援課 保育課・障がい福祉課	049-251-2711 (代表)	富士見市ファミリー・サポート・センター	049-251-3337	
			出張所	ふじみ野出張所	049-262-8911
				みずほ台出張所	049-254-8445
				水谷出張所	049-251-0700
				南畑出張所	049-251-2716
水谷東出張所	048-473-9226				

○ 子育て相談・子育て支援センター・遊び場の情報 ○

市内には、子育て相談ができる場所や子育て支援センターがたくさんあります。

妊娠届出時に配付している『富士見市すくすく 子育てガイド』に詳しく掲載していますので、ご覧ください。

里帰り出産をされる方へ

妊婦健康診査の助成（妊婦健康診査助成券）

県外(委託外医療機関)で妊婦健診を受け、助成券が使用できなかった場合は、子ども未来応援センターへご連絡ください。 ※新生児聴覚スクリーニング検査、産婦健康診査についても同様です。

赤ちゃん書類保管袋

市外で出生届を出した場合は、母子健康手帳を持参して、各配付場所で受け取ってください。

予防接種手帳や制度・健診・教室等のご案内が入っています。

新生児訪問

里帰り先で新生児訪問をご希望の方は、子ども未来応援センターまでご連絡ください。

子どもの予防接種

里帰り先で予防接種をご希望の方は、健康増進センターまでご連絡ください。

